

2026 年 8 月 28 日

お客さま 各位

株式会社 F P S

**令和 8 年 8 月 13 日からの千葉県における大雨により
被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について**

令和 8 年 8 月 13 日からの千葉県における大雨により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの災害により、災害救助法が適用された市町村（災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該市町村を含む）において、お客さまからお申し出があった場合、下記のとおり特別措置を講ずることといたしましたので、お知らせいたします。

被災地域の日も早い復旧・復興を、心よりお祈り申し上げます。

1. 対象となるお客さま

2026 年 8 月 13 日に発生した千葉県における大雨に伴い、災害救助法が適用された市町村において、当社と電力需給契約を締結するお客さま

※災害救助法の適用地域は別紙にてご確認ください。

2. 主な特別措置内容

① 電気料金の支払期日の 1 ヶ月間延長

お客さまの 2026 年 7 月分（2026 年 8 月 13 日以降に支払期日を迎えるものに限る）、8 月分、9 月分および 10 月分の電気料金の支払期日をそれぞれ 1 ヶ月間延長いたします。

なお、お申し込みいただいた時点ですでに料金算定を実施している場合は、遡っての適用はいたしません。

② 不使用日の電気料金免除

お客さまが被災された日（以下、「被災日」）から災害発生日が属する料金計算月から 6 ヶ月後の料金計算月までに限り、不使用日に相当する電気料金等を申し受けません。

なお、被災日以降、電気のご使用を確認した日以降は電気料金の免除の対象外とさせていただきます。

③ 工事費負担金等の免除

再建等に伴う工事費負担金、臨時工事費および計量器等の取付工事費の免除については、東京電力パワーグリッド株式会社の託送供給等約款に基づき、所定の条件を満たす場合に免除されます。適用を希望されるお客さまは、東京電力パワーグリッド株式会社の管轄する事業所へお問い合わせください。2027 年 2 月末日までにお申し込みいただいたものについては、工事費負担金、臨時工事費および初回の取付工事費を申し受けません。

3. 特別措置のお申し込み方法

① 電気料金の支払期日の延長、電気料金の免除および使用不能設備に相当する基本料金の免除

本特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記までお問い合わせください。

お申し込みの際は、当社と電力需給契約を締結していること、および特別措置の適用を希望する旨をお伝えください。

【お問い合わせ窓口】

株式会社F P S 営業部

TEL : 03-6897-8870

E-Mail : fps_sales@fps-inc.jp

② 工事費負担金等の免除

工事費負担金、臨時工事費および計量器等の取付工事費の免除を希望されるお客さまは、東京電力パワーグリッド株式会社の管轄する事業所へお問い合わせください。

お問い合わせ先は、[東京電力パワーグリッド株式会社ホームページ](#)をご確認ください。

(※)口座振替により電気料金をお支払いいただいているお客さまについては、お申し出の時期により、既に決済手続きが完了している場合がございます。また、お支払い期限の延長を適用した場合のお支払方法につきましてはご相談ください。

別紙

令和 8 年 8 月 13 日からの千葉県における大雨に係る災害救助法適用地域

◎東京電力パワーグリッド管内

<災害救助法適用日：2026 年 8 月 13 日>

■災害救助法適用市町村¹

千葉県：千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、印旛郡酒々井町、山武郡九十九里町

災害救助法の適用地域は今後追加される場合がございます。最新の適用市町村は[こちら](#)からご確認ください。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合は、同様の特別措置を適用いたします。

また、お申し出いただける期限は 2027 年 2 月末日となりますのでご注意ください。

¹ 今回の災害において、上記以外の市町村で災害救助法が適用された場合または上記以外の市町村で「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に定める激甚災害として対象地域に指定された場合は、当該地域も特別措置の対象といたします。